

伊勢原市歴史文化を活かした地域づくり協議会貸付金貸付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、歴史文化基本構想を活かした地域活性化を図るために実施する事業の円滑な推進を図るため、伊勢原市長（以下「市長」という。）が伊勢原市歴史文化を活かした地域づくり協議会（以下「協議会」という。）に対し、資金の貸付けを行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付対象事業費)

第2条 貸付けの対象事業費は、協議会が実施する歴史文化基本構想を活かした地域活性化を図るための事業に対する国からの補助対象経費とする。

(貸付金の額)

第3条 市長が、協議会に対して貸付ける金額は、国の補助金交付決定額のうち、実際に交付されるまでの間に必要な最小限の額とし、当該年度の予算の範囲内とする。

(貸付条件)

第4条 貸付金の貸付条件は、次のとおりとする。

- (1) 貸付期間 貸付けの日からその日が属する年度の末日まで
- (2) 貸付方法 一括払い
- (3) 貸付利率 無利息
- (4) 償還方法 一括払い

(貸付けの申請)

第5条 協議会は、貸付金の貸付けを受けようとするときは、国の補助金交付決定後に、伊勢原市歴史文化を活かした地域づくり協議会貸付金貸付申請書（第1号様式）に次の書類を添え、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支計画書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(貸付けの決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、伊勢原市歴史文化を活かした地域づくり協議会貸付金貸付決定通知書（第2号様式）により、協議会に通知するものとする。

(貸付契約の締結)

第7条 前条の貸付決定通知を受けた協議会は、金銭消費貸借契約書により、市長と契約を締結するものとする。

(貸付金の請求)

第8条 貸付金の交付を受けようとする協議会は、前条の規定による契約締結後、伊勢原市歴史文化を活かした地域づくり協議会貸付金交付請求書（第3号様式）により、市長に請求するものとする。

(貸付金の交付)

第9条 市長は、前条の規定により貸付金の請求を受けたときは、速やかに貸付金の交付を行うものとする。

(帳簿の備付)

第10条 協議会は、事業の実施状況、収支経理簿その他必要な帳簿を備え付けなければならない。

(貸付金の償還)

第11条 協議会は、第4条第1号に定める貸付期間内において、国からの補助金交付後速やかに貸付金を市長に償還しなければならない。

2 協議会は、貸付金の償還に当たり、伊勢原市歴史文化を活かした地域づくり協議会貸付金償還通知(第4号様式)に次の書類を添え、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書(償還時点までのもの。)

(2) 収支経理簿(償還時点までのもの。)

(3) その他市長が必要と認める書類

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(平成29年12月8日告示第143号)

この告示は、公表の日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

伊勢原市長 殿

申請者 住 所
名 称



伊勢原市歴史文化を活かした地域づくり協議会貸付金貸付申請書

貸付金の貸付けを受けたいので、伊勢原市歴史文化を活かした地域づくり協議会貸付金貸付要綱第5条の規定に基づき、次のとおり申請します。

(1) 貸付申請額	円
(2) 貸付希望期日	年 月 日

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

殿

伊勢原市長



伊勢原市歴史文化を活かした地域づくり協議会貸付金貸付決定通知書

年 月 日付で申請のあった貸付金の貸付けについて、次のとおり貸付けることに決定したので通知します。

(1) 貸付金額	円
(2) 貸付予定年月日	年 月 日
(3) 貸付期日	年 月 日
(4) 償還方法	一括払い
(5) 貸付利率	無利息

第3号様式（第8条関係）

伊勢原市長 殿

請求者 住 所
名 称



伊勢原市歴史文化を活かした地域づくり協議会貸付金交付請求書

年 月 日付けで決定のあった貸付金について、伊勢原市歴史文化を活かした地域づくり協議会貸付金貸付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり請求します。

(1) 貸付金請求額	円
(2) 振込口座	金融機関名 口座番号 口座名義人

第4号様式（第11条関係）

年 月 日

伊勢原市長 殿

住 所
名 称



伊勢原市歴史文化を活かした地域づくり協議会貸付金償還通知書

年 月 日をもって交付を受けた貸付金について、次のとおり償還したので、伊勢原市歴史文化を活かした地域づくり協議会貸付金貸付要綱第10条の規定に基づき通知します。

(1) 貸付金額	円
(2) 償還金額	円
(3) 償 還 日	年 月 日
(4) 償還方法	<input type="checkbox"/> 口座振込 <input type="checkbox"/> 現金払 <input type="checkbox"/> その他 ()
(5) 備 考	

■協議会貸付金に関する事務フロー

